

令和2年（2020年）

第1回臨時会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第45号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む。)に傷病手当金を支給するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 傷病手当金の支給に関する規定を加えます。</p> <p>[対象者] 国民健康保険被保険者のうち、被用者であり、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>[支給対象となる日数] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数</p> <p>[支給額] 1日当たりの支給額=(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3 ×支給対象となる日数</p> <p>[適用期間] 2020年1月1日から町田市規則で定める日(国では当面同年9月30日を予定)までの間で療養のため労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 国民健康保険法第58条第2項(その他の給付)</p>			
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中	電話	724-4027